

専門医認定・更新についての申し合わせ事項

(20230728)

専門医制度審議会では、日本専門医機構の制度における専門医の認定・更新認定審査、専門研修プログラムの認定審査、講習単位の認定審査、日本泌尿器科学会の制度における指導医・教育施設の認定・更新認定、研修単位の公認について専門医制度規則および施行細則に基づいて審査しております。原則として下記に示した申し合わせ事項を基準として認定しておりますが、申請内容によっては別途審議しております。また、この申し合わせ事項については専門医制度審議会で逐次見直しを行い、変更される場合があります。

1. 専門医教育研修単位について

①専門医初回申請に必要な教育研修単位（2017年までに研修開始登録をした方対象）

*研修開始宣言した年の4月1日以降、申請年の3月31日までに充足すること

- ・100単位を取得すること。
- ・日本泌尿器科学会総会または東部・中部・西日本総会のいずれかに1回以上参加すること。
- ・卒後教育プログラムを1コース以上受講すること。
- ・業績発表が筆頭で1編以上あること。

②専門医初回申請に必要な教育研修単位

（2018年度以降に研修開始登録をし、2025年度までに専門医初回申請をする方対象）

*研修開始宣言した年の4月1日以降、申請年の3月31日までに充足すること

- ・共通講習（必修講習Aについては各1単位を必修とする）、泌尿器科領域講習、学術業績・診療以外の活動実績にて40単位を取得すること。
- ・学術業績・診療以外の活動実績については、学会参加により取得できる単位の上限は6単位となる。
- ・日本泌尿器科学会総会または東部・中部・西日本総会のいずれかに1回以上参加すること。

③専門医初回申請に必要な教育研修単位

（2018年度以降に研修開始登録をし、2026年度以降に専門医初回申請をする方対象）

*研修開始宣言した年の4月1日以降、申請年の3月31日までに充足すること

- ・共通講習（必修講習A、必修講習Bについては各1単位を必修とする）、泌尿器科領域講習、学術業績・診療以外の活動実績にて40単位を取得すること。
- ・学術業績・診療以外の活動実績については、学会参加により取得できる単位の上限は6単位となる。
- ・日本泌尿器科学会総会または東部・中部・西日本総会のいずれかに1回以上参加すること。

④専門医更新申請に必要な教育研修単位（2021年度以前専門医初回認定者）

*更新申請する年の3月31日までに充足すること

- ・診療実績により10単位を取得すること。
- ・連続して3回以上の更新を経た専門医（学会専門医を含める）は、診療実績の証明を更新要件から免除し、本人以外の泌尿器科専門医による診療従事証明書をこれに替えることができる。
- ・共通講習（必修講習Aについては各1単位を必修とする）、泌尿器科領域講習、学術業績・診療以外の活動実績にて40単位を取得すること。
- ・学術業績・診療以外の活動実績については、学会参加により取得できる単位の上限は6単位となる。
- ・日本泌尿器科学会総会または東部・中部・西日本総会のいずれかに1回以上参加すること。

⑤専門医更新申請に必要な教育研修単位（2022年度以降専門医初回認定者）

*更新申請する年の3月31日までに充足すること

- ・診療実績により10単位を取得すること。
- ・連続して3回以上の更新を経た専門医（学会専門医を含める）は、診療実績の証明を更新要件から免除し、本人以外の泌尿器科専門医による診療従事証明書をこれに替えることができる。
- ・共通講習（必修講習A、必修講習Bについては各1単位を必修とする）、泌尿器科領域講習、学術業績・診療以外の活動実績にて40単位を取得すること。
- ・学術業績・診療以外の活動実績については、学会参加により取得できる単位の上限は6単位となる。
- ・日本泌尿器科学会総会または東部・中部・西日本総会のいずれかに1回以上参加すること。

⑥学会、研究会への出席について

- ・教育研修単位一覧に記載のある学会・研究会が主催する定例の学術集会への出席について研修単位として認め、臨時で開催される講演会等については研修単位として認めない。
- ・日本泌尿器科学会総会、東部・中部・西日本総会への出席、卒後教育プログラム受講による単位は自動登録によるもののみとし、参加証、受講証の提出による単位は認めない。
- ・IT化を実施している地方会、関連学会等への出席の証明として、会員カードのバーコード読み取りによる自動登録を原則とし、WEB上の各個人の記録を印刷して提出する。
- ・IT化を実施している地方会、関連学会等において会員カードのバーコード読み取りをしなかった場合や、IT化の実施されていない学術集会への出席の証明としては、参加証（出席証明書）の原本に氏名を記載したものを提出することを原則とする。
- ・学術集会への出席の証明として筆頭発表によるものは原則として認めない。

⑦学術発表について

- ・教育研修単位一覧に記載のある学会・研究会が主催する定例の学術集会での発表を原

則とする。

- ・その他の発表についてはやむを得ない場合には地区委員会で審議する。
- ・論文・著書等による発表は泌尿器科に関する学術論文等とし、単位および業績については論文掲載誌、著書の発行年月日を基準とする。
- ・電子ジャーナル（雑誌発行のないもの）については WEB 上に掲載された年月日を基準とする。
- ・学術雑誌に掲載された学会・研究会の抄録は論文・著書等による発表として認めない。
- ・International Journal of Urology での発表について、Editorial Comment、Editorials、Guidelines、Meeting Report については単位として認めない。
- ・院内雑誌に掲載された論文については原則として認めない。

⑧International Journal of Urology、IJU Case Reports、日本泌尿器科学会雑誌の査読について

- ・1編につき学術業績・診療以外の活動実績として1単位が与えられる。

⑨留学期間中の研修単位取得について

- ・専門医更新申請時には更新の年の3月31日までの5年間の期間のものであれば有効となるが、留学期間を活動休止期間として申請している場合にはその期間は研修単位の取得はできない。

⑩研修単位認定基準について

- 1) 特定大学（医局・同門会）の関係者に限定されたものでないこと
- 2) 泌尿器科の発表（一般演題）が30%以上あること
ただし、全国規模の学会については30%以上でなくても良い。
- 3) プログラムを有すること
- 4) 会則及び会員名簿を有し、1) 2) の事項が記載されていること
- 5) 一定期間の実績をもつこと（3年以上）

※4) について、会員名簿がない場合は過去3年間の参加者名簿を提出する。

2. 専門医更新申請時の勤務実態の自己申告について

- ①直近1年間の実態を記載する。
- ②何らかの理由で直近1年間の勤務実態がない場合は、最近の5年間のうちで泌尿器科医として勤務していた直近1年間の勤務実態について記載する。

3. 専門医認定試験受験資格について（2017年度までに研修開始登録をした方）

- ①受験申請する年の3月末日までの4年間の教育施設での研修のうち、拠点（基幹）教育施設での研修が2年以上なくてはならない。
- ②受験申請する年の3月末日までに所定の研修単位を取得していなくてはならない。
- ③受験申請する年の3月末日までに所定の数の手術症例を経験していなくてはならない。
- ④2027年3月31日まで受験できる。やむをえない事情により期間中に受験が困難な場合は受験時期延期申請書を提出し、審査を経て認められた場合は有効期限を1年単位で延長することができる。

4. 専門医認定試験受験資格について（2018年度以降に研修開始登録をした方）
- ①登録した泌尿器科専門研修プログラムにおいて4年間の研修を修了してはいなくてはならない。うち専門研修プログラム基幹施設での研修が6カ月以上なくてはならない。
 - ②研修内容（個別目標、経験症例数等）の修了要件については研修記録簿に記載された通りとし、指導医及び研修プログラム統括責任者の確認を必要とする。
 - ③研修修了から5年以内の受験が可能である。やむをえない事情により5年以内に受験が困難な場合は受験時期延期申請書を提出し、審査を経て認められた場合は有効期限を1年単位で延長することができる。
5. 専門医初回認定申請時の研修歴について（2017年度までに研修開始登録をした方）
- ①研修期間は教育施設での研修に限り、大学からの派遣等での場合でも派遣先が教育施設でない場合は研修歴に認めない。また教育施設区分についても派遣先の区分とする。
 - ②疾病、介護、産前産後および育児休暇については、4年間の研修中6カ月間までを研修期間として認め、分割しての休暇取得も認める。
 - ③海外留学中は研修期間として認めない。
 - ④大学院在学中の研修については、泌尿器科大学院在学中の2年間を限度に研修期間として認める。
 - ⑤社会人選抜大学院生においては主たる業務が泌尿器科医であれば4年間のすべてを研修期間として認める。
 - ⑥非常勤勤務の場合は週3回以上の勤務の場合、研修期間として認めることができる。
 - ⑦④、⑤、⑥の研修期間については研修実施施設の指導医による証明によるものとするが、疑問がある場合は審議会の審議において決定する。
6. 専門医初回認定申請時の研修歴について（2018年度以降に研修開始登録をした方）
- ①専門研修プログラム期間のうち、疾病、介護、産前産後および育児休暇については、6カ月間までを研修期間として認め、分割しての休暇取得も認める。
 - ②疾病の場合は診断書、介護の場合は家族が要介護状態であることを証明するもの、出産の場合は出産を証明するものの添付を必要とする。
 - ③フルタイムではないが、勤務時間は週20時間以上の形態での研修は4年間のうち6カ月まで認める。
 - ④上記項目①～③項目に該当する者は、その期間を除いた常勤での専攻医研修期間が通算3年半以上必要である。
 - ⑤他科（麻酔科、救急科など）での研修は4年間のうち6カ月まで認める。
 - ⑥留学、病院勤務のない大学院の期間は研修期間にカウントできない。
 - ⑦専門研修プログラムの移動には、日本泌尿器科学会の専門研修委員会へ申請し承認を得る必要がある。
 - ⑧泌尿器科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とするが、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には「カリキュラム制」による研修を

選択できる。

7. 指導医業績・研修について

①学術発表について

- ・教育研修単位として認められた学会・研究会が主催する定例の学術集会での発表を原則とする。
- ・その他の発表についてはやむを得ない場合には地区委員会で審議する。
- ・論文・著書等による発表は泌尿器科に関する学術論文等とし、単位および業績については論文掲載誌、著書の発行年月日を基準とする。
- ・電子ジャーナル（雑誌発行のないもの）についてはWEB上に掲載された年月日を基準とする。
- ・学術雑誌に掲載された学会・研究会の抄録は論文・著書等による発表として認めない。
- ・ビデオジャーナルについては学術誌と同様に認める。
- ・International Journal of Urologyでの発表について、Editorial Comment、Editorials、Guidelines、Meeting Reportについては業績として認めない。
- ・院内雑誌に掲載された論文については原則として認めない。
- ・指導医初回申請時には筆頭発表が少なくとも1編以上が必要。

②指導医の研修について

- ・初回申請または更新申請の年の3月31日までの5年間に指導医のための教育コースを1コース以上受講していることが必要。

8. 専門医、指導医の活動休止申請等について

①専門医の活動休止申請について

- ・専門医活動休止申請書の他、次の書類を提出する。審査を経て認められた場合、休止期間は最長2年間とし、1年ごとの延長申請も可能である。
 - 1) 海外留学等の場合・・・留学先の受入証明等、留学を証明する書類
 - 2) 病気療養等の場合・・・治療施設の医師による診断書
 - 3) その他、審議会が必要に応じて指定した書類

②専門医の資格復活について（資格喪失後1年以内の場合）

- ・何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、機構専門医資格の更新ができなかった場合に申請できる。
- ・承認された場合、失効後1年以内（本来の5年間と失効期間中の1年間の合計6年間）に更新基準をみたすことで機構専門医資格を復活することができる。
- ・復活後の認定期間は、本来の認定期間となる。失効後復活までの期間は専門医ではないが、復活後はその期間についても遡って専門医が認定されるため資格喪失期間はない。

③専門医の資格回復について（資格喪失後1年から5年以内の場合）

- ・過去に学会あるいは機構専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて申請できる。

- ・承認された場合、5年後（本来の更新後の認定期間）に更新基準を満たすことにより資格を回復できるが、実質的には回復申請が承認された日から本来の更新後の認定期間の終了日までの間で（不足している）更新基準を満たす必要がある（失効後3年目に回復申請をした場合2年間で（不足している）更新基準を満たす必要がある）。またこの場合回復するまでの5年間については専門医の資格を喪失したままとなる（遡っての回復は認められない）。
 - ④専門医の資格回復について（資格喪失後5年を超える場合）
 - ・過去に学会あるいは機構専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格の回復にはプログラム研修から開始する必要がある。
 - ⑤指導医の認定期間について
 - ・指導医の認定期間は初回認定の年度に関わらず、専門医の認定期間の終了時までとする。
 - ⑥指導医の認定・更新時の教育施設所属について
 - ・指導医初回認定・更新時には、申請までの5年間のうち3年間以上教育施設に所属していることが必要で、所属する施設の泌尿器科代表指導医または申請者が代表指導医の場合は院長等施設長による証明を申請書に添付する。
 - ・教育施設への所属については非常勤での所属でも良い。
 - ⑦指導医の活動休止申請について
 - ・8. ①専門医の活動休止申請時に同時に指導医の活動休止申請をすることができる。
 - ・指導医のみの活動休止申請はできない。
 - ⑧指導医の再申請について
 - ・指導医が更新申請をしなかった場合に指導医を新たに取得する際は、指導医初回認定申請として扱うこととし、業績、研修等については指導医初回認定申請に準ずる。
9. 専門医教育施設認定基準について
- ①泌尿器科病床数について
 - ・定床がない場合には、平均的に運用している病床数等を判断の基準にする。
 - ②泌尿器科標準手術について
 - ・泌尿器科標準手術数のカウントはNCDに登録されたデータから算出することとする。
 - ・NCD症例登録データより専門医制度審議会で定めた50項目をカウントし、ESWL、ブラッドアクセス造設術、CAPD用カテーテル設置、その他泌尿器科で行った手術は、20件を超えない範囲で加算することができる。
 - ・更新申請、初回申請時および区分変更申請時にはNCDに登録した症例登録データ3年間の平均または最近1年間の手術数をもって拠点教育施設と関連教育施設に区分する。
 - ・拠点教育施設となるにはNCD症例登録（ID取得）を必要とする。
 - ③泌尿器科常勤医について
 - ・所属する指導医は常勤でなくても良いが、常勤の泌尿器科医が所属していなくては

ならない。

④教育施設実態調査について

- ・手術件数に関するデータはNCDへ登録された症例入力データを使用する。
- ・実態調査報告がされない場合には認定を取り消す場合もあり得る。
- ・実態調査報告については、実際の症例、手術数等を調査する場合もあり、虚偽の報告があった場合には認定を取り消す場合もあり得る。

⑤専門医教育施設分類について

- ・関連教育施設から拠点教育施設への変更については変更届を提出する。
- ・更新申請、初回認定時及び区分変更認定時には過去3年分の標準手術件数の平均が100件を超えること、かつ指導医が常勤であることを確認できた場合には、拠点教育施設に区分する。
- ・指導医が常勤になったことによって拠点教育施設へ区分を変更する場合は、遅くとも1年以内に代表指導医変更届と区分変更申請を提出するものとし、区分変更日は指導医が常勤となった日からとする。
- ・認定期間中に3年間の標準手術数の平均件数が100件を超えることによって拠点教育施設へ区分を変更する場合の受付3月31日までとし、認定日付は受付後の4月1日からとする。
- ・拠点教育施設で指導医が常勤から非常勤に変更となった場合は速やかに代表指導医変更届を提出するものとし、常勤指導医が不在となった日から関連教育施設に区分を変更する。代表指導医の変更はWEB「教育施設システム」にて行う。

⑥専門医教育施設の再認定について

- ・更新認定を受けなかったり、条件不備により認定が取消となった施設が再度早急に認定を受けることを希望する場合は、早急に認定が必要な理由についての説明を付けて申請すれば、随時審査を受けることができる。その場合認定開始日は申請日から遡って1年以内とする。